

# 第3次日向市総合計画策定基本方針

(令和5年4月策定)

## 1. 計画の目的

本市は、平成29(2017)年3月に「第2次日向市総合計画（計画期間：平成29(2017)年度～令和6(2024)年度）」（以下「第2次総合計画」という。）を策定し、基本構想では本市が目指すまちづくりの将来像として、「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」を定め、「リラックスタウン日向」をまちのキャッチフレーズに、前期基本計画及び後期基本計画を策定し、重点戦略を中心とした様々な施策の展開を図ってきました。

同計画の計画期間が令和6(2024)年度に終了することから、「日向市総合計画策定条例」第3条の規定に基づき、新たに令和7(2025)年度以降の8年間を計画期間とする「第3次日向市総合計画」（以下「第3次総合計画」）を策定します。

また、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、令和3(2021)年2月に策定した「第2期日向市総合戦略」についても、計画期間が令和6(2024)年度に終了するため、総合計画と整合性を図るために、第3次総合計画に合わせて新たな総合戦略を策定します。

### ○日向市総合計画策定条例

(総合計画の策定)

第3条 市長は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定するものとする。

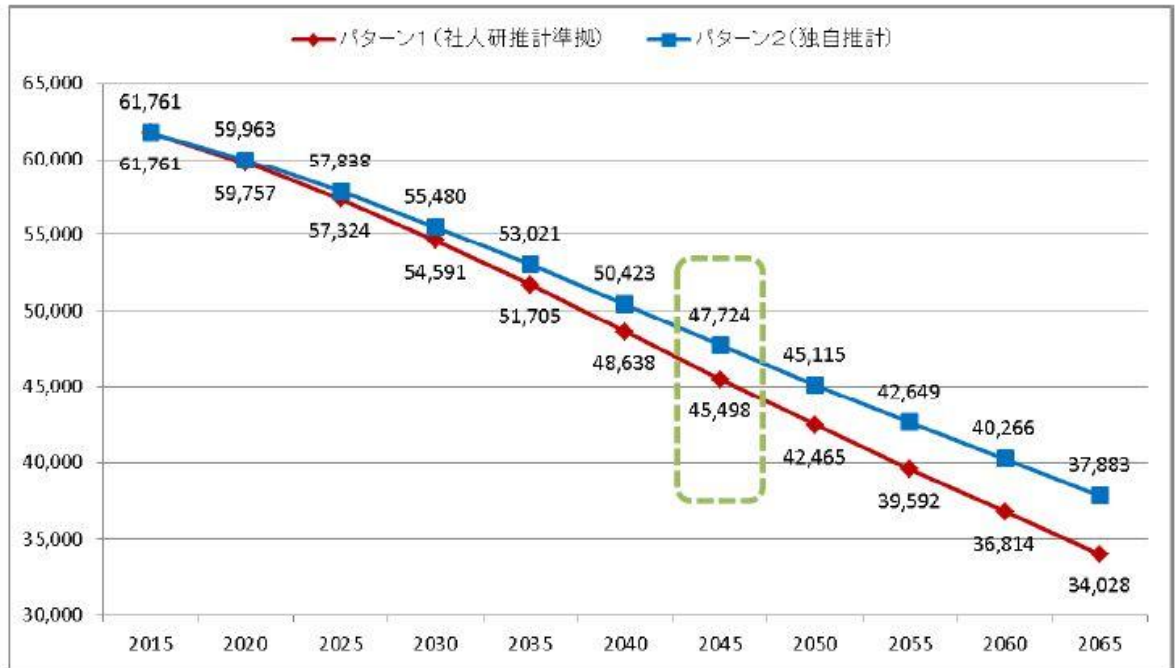
## 2. 日向市を取り巻く状況

### (1) 総人口の推移

平成18(2006)年の日向市と東郷町の合併以降の本市の人口は、ゆるやかに減少を続けており、令和2(2020)年の国勢調査では59,629人となりました。これは、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計を上回るペースで人口が減少していることを示しており、今後加速度的に減少していくことが予測されます。

また、「同研究所」によると、平成30(2018)年の公表値では、令和22年(2040)年の本市の人口は、48,639人と推計されています。

## 人口推計シミュレーション



(「日向市人口ビジョン」令和2年2月改訂版)

### (2) 国の動向

#### ① 地方創生

国は、令和4(2022)年12月23日、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年(2023)度を初年度とする5か年の新たな総合戦略「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。同戦略では、デジタルの力を活用した地方の社会課題の解決に向けて、施策推進の4つの方向性が示されており、地方自治体においても、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂することが求められています。

#### 【デジタルの力を活用した地方の社会課題解決】

##### ◆「地方に仕事をつくる」

- ・ スタートアップ・エコシステムの確立
- ・ 中小・中堅企業のDX支援体制の構築
- ・ デジタルを活用した農林水産業・食品産業の成長産業化と地域の活性化
- ・ 観光分野のDX推進
- ・ 地方大学を核としたイノベーションの創出

##### ◆「人の流れをつくる」

- ・ 地方への移住・定住の推進、「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流
- ・ 関係人口の創出・拡大等、二地域居住等の推進
- ・ 地方大学・高校の魅力向上
- ・ 女性や若者に選ばれる地域づくり

- ◆「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」
  - ・デジタル技術の活用等による少子化対策の総合的な推進
  - ・結婚・出産・子育ての支援
  - ・仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり
  - ・こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進
- ◆「魅力的な地域をつくる」
  - ・教育DXを通じて教育の質を向上
  - ・医療・介護分野でのDX推進
  - ・地域交通（公共交通分野に係るデジタル化や先進技術の活用、交通GXを推進）
  - ・物流・インフラDXの推進
  - ・多様な暮らし方を支える人間中心のコンパクトなまちづくり
  - ・地域資源を生かした個性あふれる地域づくり
  - ・防災・減災、国土強靱化の強化等による安心・安全な地域づくり
  - ・地域コミュニティ機能の維持・強化

### (3) 県の動向

県は、平成23(2011)年に「未来みやざき創造プラン長期ビジョン」を策定し、人口減少問題への対応を中心に持続可能な活力ある宮崎県づくりに取り組んできました。

その結果、大型企業の誘致やフードビジネスなどの成長産業の育成をはじめ、移住世帯の増加、さらには、課題であった高校生の県内就職率の改善が図られるなど、全体として一定の成果が出ている一方で、将来を支える人材の確保や暮らしに必要なサービスの維持など、引き続き取り組むべき大きな課題を抱えています。

また、「未来みやざき創造プラン長期ビジョン」策定から約10年が経過し、この間、少子高齢・人口減少のさらなる進行に加え、新型コロナウイルス感染症の流行を契機としたデジタル化や気候変動問題の解決に向けた世界的な脱炭素化の動きなど、10年前の予想を超えるスピードで社会が大きく変化しつつあります。

このような状況を踏まえ、県は令和4年9月、令和22(2040)年を展望した新しい長期ビジョン（宮崎県総合計画長期ビジョン）を策定しました。

#### ■基本理念

「安心と希望の未来への展望」

#### ■目指す将来像

- 将来像1 一人ひとりが生き生きと活躍できる社会
- 将来像2 安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会
- 将来像3 力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会

#### ■今後の方向性

- 1 人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持
- 2 くらしを支え、未来を拓く産業づくり

- 3 人生を豊かに過ごせる地域づくり
- 4 将来の人口安定化に向けた社会づくり

### 3. 第3次総合計画策定の基本的な考え方

---

平成29(2017)年3月に策定した第2次総合計画では、「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる 元気なまち」を将来像として掲げ、目標年次を令和6(2024)年度として、将来像の実現に向けて市民との協働によるまちづくりを進めてきました。この間、少子高齢化の進行による人口減少、南海トラフ巨大地震や大型台風など自然災害への不安の高まり、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル化の加速や新しい生活様式の導入など、社会経済情勢はめまぐるしく変化し、それに伴って市民ニーズも大きく変化しています。これらの変化にスピーディーかつ適切に対応し、市民の皆さんが安全で・安心して笑顔で暮らせる持続可能なまちづくりを進めていくため、次の基本的な考え方に基づき、令和7(2025)年度を始期とする第3次総合計画の策定に着手します。

- (1) 本市を取り巻く社会環境を的確に捉え、将来を見据えながら、重点的に何に取り組むのか、優先して何に取り組むのかを明確にするなど、戦略性を持った計画づくりを行います。
- (2) 第3次総合計画の策定にあたっては、第2次総合計画に掲げた施策の進捗状況等について成果の検証を行い、具体的に取り組む施策の検討に活用します。
- (3) 広く市民の意見を取り入れる機会を設け、市民参加による総合計画の策定に努めます。
- (4) 計画の構成については、市民に分かりやすい体系とするとともに、市民の視点に立った表現を用いた計画づくりに努めます。
- (5) 人口減少・少子高齢化の影響を踏まえて、持続可能な行財政経営に対応した、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画づくりを行います。
- (6) 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、SDGsの理念や目標を踏まえた取組を推進するために、第3次総合計画における施策体系とSDGsの対応を明確化するとともに、自治体DXの推進やカーボンニュートラルの実現に向けた取組など、分野横断的な新たな施策等にも対応していける計画づくりに努めます。

### 4. 計画の名称

---

新たな総合計画の名称は、以下のとおりとします。

**「第3次日向市総合計画」**

## 5. 計画の構成

---

「日向市総合計画策定条例」に基づき、新たな総合計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

### (1) 基本構想

日向市の地域特性を踏まえ、市を取り巻く時代の流れや社会環境の変化、市民ニーズなどを的確に見極め、計画期間（8年）で目指す市の将来像（キャッチフレーズ）と展望（ビジョン）を明らかにするものです。

### (2) 基本計画

基本計画は、計画期間を4年間とする前期基本計画、後期基本計画を策定し、政策の柱ごとに計画の目標や主な施策、数値目標を定めます。

### ★重点戦略の設定

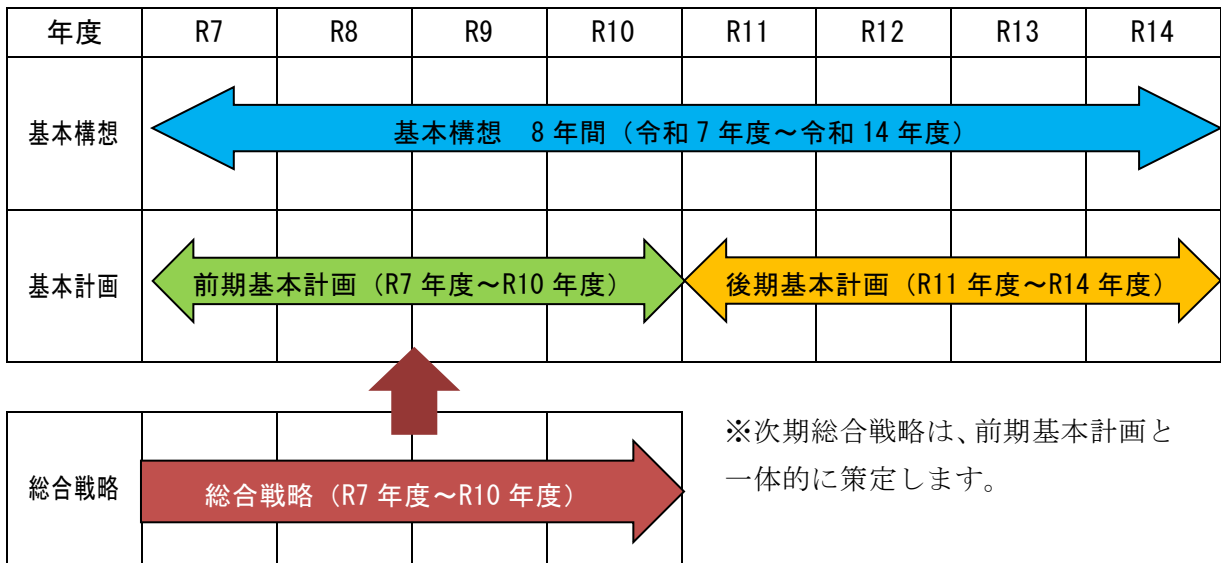
限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ）で、目指す将来像を達成するためには、中・長期的にも選択と集中による施策の展開が求められます。そのため、計画期間内に重点的に取り組む施策や、分野を横断する重要施策を重点戦略として位置付けます。

## 6. 計画の期間

---

第3次総合計画では、市長の政策を総合計画に反映し、スピード感をもった実効性の高い計画とするために、基本構想の計画期間を令和7(2025)年度から令和14年度までの8年間としています。基本計画は、前期基本計画を令和7(2025)年度から令和10(2028)年度までとし、後期基本計画を令和11(2029)年度から令和14(2032)年度までのそれぞれ4年間とします。

また、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定する新たな「総合戦略」については、総合計画との整合性を図り進捗管理を効率化するために、前期基本計画と一体化を図ります。



## 7. 計画策定体制

第3次総合計画の策定にあたっては、次のような体制で取り組むこととします。

### (1) 審議機関

第3次総合計画の策定に向け、市民の皆さんから意見を求めるために、日向市総合計画審議会条例の規定に基づき、学識経験者、有識者及び公募委員20名以内で構成する「日向市総合計画審議会」を設置し、市長の諮問に対する答申を行います。

### (2) 庁内体制

#### 1. 総合計画策定委員会

- (ア) 構成 副市長、教育長、理事、最高情報統括責任者(CIO)及び部長職
- (イ) 役割 計画策定に関する総合調整を図り、計画原案を策定します。

#### 2. 専門部会

- (ア) 構成 政策ごとに各施策に関連する課長級の職員
- (イ) 役割 施策別会議の検討結果等に基づき、施策体系、施策の方向性等の見直し、政策内の調整を行います。

#### 3. ワーキンググループ

- (ア) 構成 各施策を所管する係長級以下の職員
- (イ) 役割 所管課の視点で施策内容（目的、課題、基本方針、成果指標等）の見直し、施策内の調整を行います。

### (3) 市民参画等

第3次総合計画について、幅広く市民の皆さんの意見やアイデアを把握し、計画案へ反映させるために、次のとおり市民参画の機会の確保に努め、情報発信を積極的に行います。

1. 市民意識調査、高校生アンケート調査

住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民(2,000人)を対象に市の施策について、感じていることや課題等を把握するため、意識調査を実施します。また、若者の意見を市政に反映するために、市内の県立高校3年生を対象としたアンケート調査を実施します。

2. 市民ワークショップ

ワークショップを開催して市民の皆さんが考える市の魅力や未来像、アイデアなど、未来に向けたまちづくりに必要な取組について自由に意見交換を行う場を設けます。

3. 関係団体等の意見聴取

市民団体など関係団体の皆さんに、各分野の実情や課題、まちづくりのアイデアなどに関する意見・提案をいただき、計画策定の参考とします。

4. 市長と語るまちづくり座談会

市民の皆さんと意見交換を行うことにより、地域や各分野の課題について多様な意見を把握し、施策に反映するために、市長と語るまちづくり座談会等を開催します。

5. 市議会

計画策定の進捗にあわせて適宜、市議会に状況を報告します。

6. 市民への情報発信や提案募集

市の広報紙やホームページ、フェイスブック等を活用し、本市のまちづくりに関するアイデアを広く収集するとともに、計画の策定状況や経過を公開し、積極的に情報発信を行います。

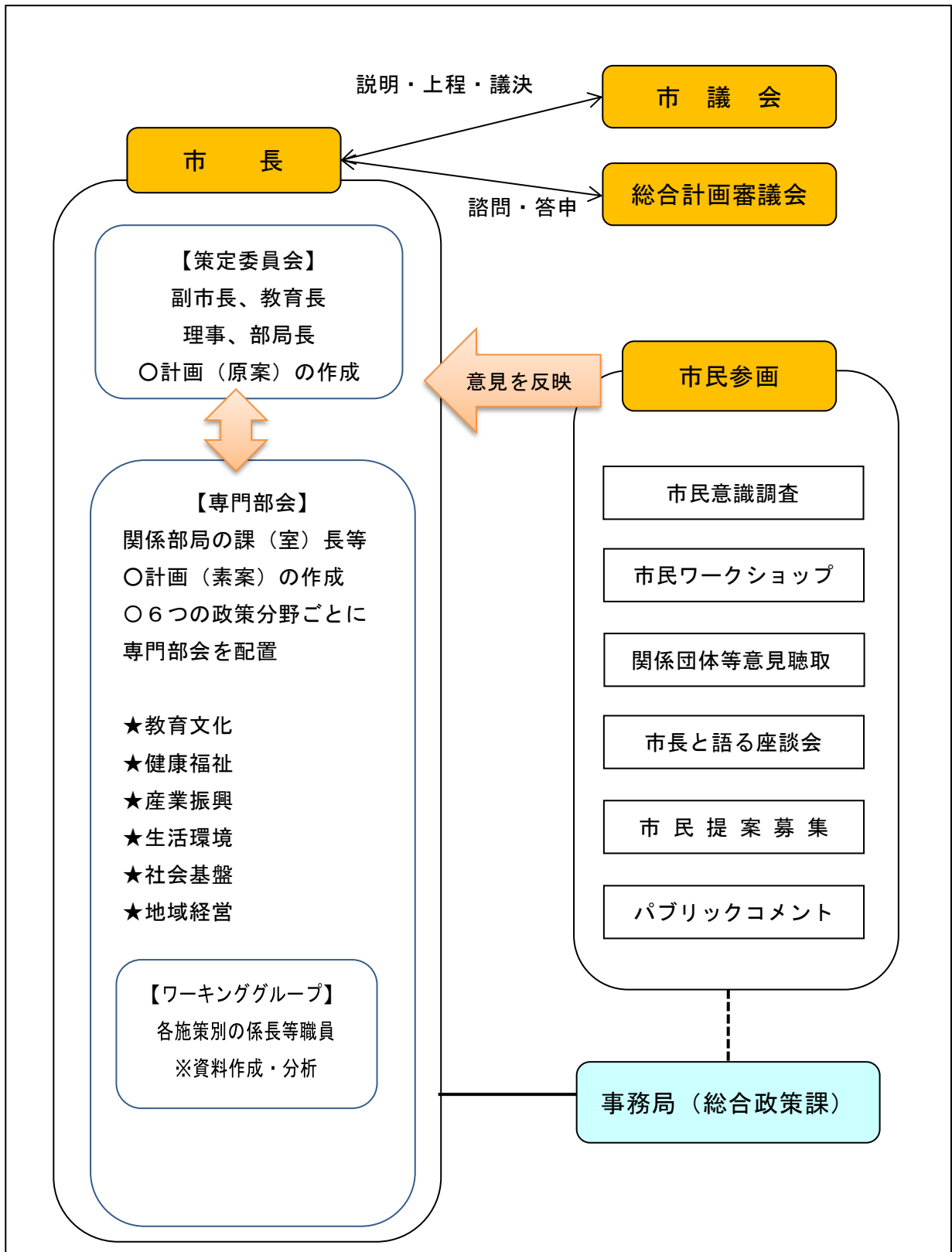
7. パブリックコメント

総合計画案を市のホームページや支所窓口等で公表し、広く市民への意見を求めます。寄せられた意見については、市の考えを公表します。

8. 日向市シンボルマークの作成

新たな総合計画のスタートに向け、市の将来像を分かりやすく伝えるためのシンボルマークを募集し、総合計画のPRに努めます。

## 総合計画策定体制





## 8. 策定スケジュール（令和5年4月12日時点）

項目		令和5年度										令和6年度												
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
議会等	市議会ほか	議会報告				議会報告				議会報告	●市長選			議会報告		議会報告			議会報告	臨時議会				
	審議会												①策定方針 成果検証		②現況課題		③素案	④計画案	⑤答申					
庁内	策定委員会					①							②		③			④	⑤	⑥				
	専門部会		→			①合同会議	→			→			→			→								
	ワーキンググループ		→			①合同会議	→			→			→			→								
市民参画	座談会・意見聴取		市長座談会				関係団体等意見聴取								市長座談会									
	市民意識調査 高校生アンケート		→																					
	市民ワークショップ シンボルマーク作成							①	②③	④⑤														
	市民意見公募 パブリックコメント																		意見募集					パブ コメ

【参考】これまでの計画

時 期	計 画
S45～S55	日向市総合計画「住みたくなる都市」
S56～S65	<p>新日向市総合計画</p> <p>「ひまわりの花のように明るく人情味豊かな市民」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住みたくなるまち</li> <li>○自然美生かしたまち</li> <li>○活力あるまち</li> <li>○健康でうるおいのあるまち</li> <li>○人間性豊かなまち</li> </ul>
H 3～H12	<p>第3向日向市総合計画</p> <p>「うるおいと生きがいのあるまちひゅうが」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○魅力ある、住みよいまちづくり</li> <li>○健やかで生きがいのあるまちづくり</li> <li>○安全で快適な明るいまちづくり</li> <li>○産業が栄え、若者が定着する、活力あるまちづくり</li> <li>○豊かな人間性と創造的な文化を育むまちづくり</li> </ul>
H13～H22	<p>第4向日向市総合計画</p> <p>「だれもが住んでみたくなるまち」</p> <p>「みんなで作る心豊かな住みよいまち日向」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健やかで安心して暮らせるまちづくり</li> <li>○自然と共生する快適な環境のまちづくり</li> <li>○地域の特性を活かし活力に満ちた産業をそだてるまちづくり</li> <li>○活気あふれる交流拠点のまちづくり</li> <li>○豊かな心を育み文化の香るまちづくり</li> </ul>
H18～H27	<p>新市建設計画</p> <p>「みんなで創造、未来にはばたく豊かなまち」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健やかで安心して暮らせるまちづくり</li> <li>○自然環境と共生する快適なまちづくり</li> <li>○地域の特性を生かした産業振興のまちづくり</li> <li>○豊かな心と地域文化を育むまちづくり</li> </ul>
H19～H28	<p>新しい日向市総合計画</p> <p>「市民が奏でる“交響”空間 優しく 強く 温かい人とまち」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未来を拓く人が育つまちづくり</li> <li>○健康で安心して暮らせるまちづくり</li> <li>○元気で活力ある産業が育つまちづくり</li> <li>○自然と共生した快適な環境のまちづくり</li> <li>○活発な交流により豊かさが享受できるまちづくり</li> </ul>
H29～R6	<p>第2向日向市総合計画</p> <p>「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまち（教育文化）</li> <li>○市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち（健康福祉）</li> <li>○新たな挑戦で活力ある産業が育ち、元気な人が集うまち（産業振興）</li> <li>○自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち（生活環境）</li> <li>○快適で魅力ある機能的な住みやすいまち（社会基盤）</li> <li>○市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち（地域経営）</li> </ul>

○日向市総合計画策定条例

平成27年3月20日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の最高理念であり、都市像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、日向市総合計画審議会条例(昭和54年日向市条例第1号)第1条に規定する日向市総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画との整合)

第5条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。